

朝霞市条例第28号

朝霞市水道事業給水条例及び朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(朝霞市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 朝霞市水道事業給水条例(平成9年朝霞市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第33条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年朝霞市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。